令 和 ８ 年

郡 山 市 教 育 委 員 会

８月 定 例 会 議 事 録

令和８年 郡山市教育委員会８月定例会議事録

日　　時　　令和８年８月25日（金）午前11時

場　　所　　郡山市教育委員会室　（郡山市役所本庁舎５階）

出席委員

教育長	早崎保夫	教育長職務代理者	藤田浩志
委員	阿部亜巳	委員	見越大樹
委員	佐々木貞子		

出席者

教育総務部長	宗形直美
学校教育部長	吉田圭輔
教育総務部次長兼総務課長	武田正俊
学校教育部次長（(併)こども部次長）	矢部真弓
生涯学習課長	吉成和弘
中央公民館長	橋本徹
中央図書館長	家久来悦子
美術館長	永山多貴子
学校管理課長	宮城裕樹
学校教育推進課長	佐藤崇史
教育研修センター所長	舘脇一弘
総合教育支援センター所長	竹之内貞夫
教育総務部総務課長補佐	鹿俣洋
学校教育部学校管理課長補佐	鈴木享也
文化スポーツ観光部次長	小松信一
文化振興課総務管理係長	吉田滋

書　　記　　蛇石歩未

会　議　次　第

１　開　　会
２　前回議事録の承認
３　教育長の報告
４　議　　事
　議案第 33 号　令和８年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について
　議案第 34 号　令和８年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について
　議案第 35 号　令和８年度９月補正予算について
　議案第 36 号　郡山市立学校条例及び郡山市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について
　議案第 37 号　郡山市教育委員会の権限に属する令和７年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
　議案第 38 号　令和９年度使用教科用図書の採択について
　議案第 39 号　令和９年度使用特別支援学級教科用図書の採択について
５　そ の 他
　（１）　令和９年度から令和 11 年度までの通学区域の弾力的運用について（西田学園義務教育学校（前期課程・後期課程）特認校制度の対象校）
６　閉　　会

教　育　長　　本日は傍聴人はおられません。
　只今から郡山市教育委員会令和８年８月定例会を開会いたします。本日は間委員が欠席ですが、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第３項」の規定により、本定例会は成立いたします。
　はじめに、令和８年７月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見はございますか。

（なし）

教　育　長　　それでは、これより採決いたします。
　令和８年７月定例会の議事録については、配布のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教　育　長　　御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、私から教育長報告をさせていただきます。

１つ目は学校訪問についてです。7月定例会の後に郡山市立郡山第一中学校を訪問しました。昨年度まで学校教育部長を務めていた二瓶校長先生が適切な学校経営をしておりました。

２つ目は令和８年東北六県市町村教育委員会連合会の教育委員・教育長研修会についてです。藤田教育長職務代理者にご一緒していただき、行政説明及び株式会社ヘラルボニーの講演会に参加しました。株式会社ヘラルボニー松田 CEO の講演はとても興味深く、お兄さんが障害者であることをきっかけに、障害を持っている方がよりよく生活していくために、どのような社会が望ましいかという長年の思いをもとに会社を立ち上げ、絵画などの芸術品を企業とコラボレーションし、それらの作品の展覧会を開催しています。機会があればいろいろな方に聞いてもらいたい感銘を受けた講演でした。

３つ目は教育行財政に関する要望についてです。昨年度に引き続き、今年度も知事部局をはじめ、関係部局に都市教育長協議会の役員として要望活動を展開してまいりました。

４つ目は「郡山の教育」実践発表会についてです。これも毎年行っているものになりますが、今年度は7月 31 日に中央公民館で行い、つくば市立竹園東小学校の先生に講演をしていただきました。また、昨年度教職員の研究物展で優秀な成績を取られた橘小学校、桜小学校、郡山第二中学校が実践発表をしました。夏休みにも関わらず、200 人以上の教職員が集まり見識を深めました。

最後に郡山市立学校教頭会議についてです。冒頭講演ということで、弁護士である阿部委員より、カスタマーハラスメントについて、学校ではどのようなことに注意し対応するべきか、実践例を踏まえながら講演していただきました。本当にありがとうございました。以上が教育長報告になります。

それでは「４　議事」に入ります。本定例会には、議案第 33 号「令和８年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について」、議案第 34 号「令和８年度郡山市文化功労賞受賞者の協議について」、議案第 35 号「令和８年度９月補正予算について」、議案第 36 号「郡山市立学校条例及び郡山市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について」、議案第 37 号「郡山市教育委員会の権限に属する令和７年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、議案第 38 号「令和９年度使用教科用図書の採択について」、議案第 39 号「令和９年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」、以上７件の議案が提出されております。「議案第 33 号」及び「議案第 34 号」については人事案件、「議案第 35 号」、「議案第 36 号」及び「議案第 37 号」に

教　育　長　　ついては郡山市議会９月定例会への提出案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第７項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。

委員の皆様にお諮りいたします。「議案第 33 号」から「議案第 37 号」の案件の審議について非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

教　育　長　　出席者の３分の２以上の賛成でありますので、「議案第 33 号」から「議案第 37 号」については非公開とすることに決しました。非公開の案件については、後ほど「５　その他」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

教　育　長　　御異議なしと認め、はじめに議案第 38 号「令和９年度使用教科用図書の採択について」事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長　　教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条、第 13 条及び 14 条の規定により定められています。第 10 条には県教育委員会の指導を受けて採択すること、第 13 条には採択地区単位で採択すること（なお、郡山市が含まれる採択地区は郡山市のみなので、郡山市単独で採択）、第 14 条には毎年度採択すること、が示されております。また、無償措置法施行令には、施行規則第６条に掲げる場合もしくは例外にある場合を除いて、採択後４年間は同一の教科用図書を採択することとなっております。例外とは、採択した教科用図書が発行されない場合、直接の利害関係を有する者の不正行為があったと認められる場合、新たに検定を経て新たに発行される教科用図書がある場合、となっておりますが、現在それらの該当はありません。以上を踏まえ、現在使用している教科用図書は、小学校が令和５年度に、中学校は令和６年度に採択されており、どちらも４年経過しておりません。そのため、令和９年度に使用する教科用図書につきましては、令和８年度と同一の教科用図書を採択することとなっております。

教　育　長　　説明が終了いたしました。委員の皆様、質問等はございますか。

（なし）

教　育　長　　それではこれより採決いたします。「議案第 38 号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教　育　長　　御異議なしと認めます。よって「議案第 38 号」については原案のとおり決しました。次に、議案第 39 号「令和９年度使用特別支援学級の教科用図書の採択について」事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長　　小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級においては、教科により当該学年用の教科用図書を使用することが妥当でない場合、児童生徒の実態に応じて文部科学省の検定を経た下学年用の検定本、文部科学省が著作を有する「ホシ本」を採択しています。また、児童生徒の障害の程度に違いがあることから、学校教育法附則第９条の規定により、検定本以外の本等の一般図書を採択して良いことになっております。

なお、福島県教育委員会において、一般図書の採択について 119 冊の調査研究を行い、その結果が示されております。それ以外の図書から選定する場合は、希望する学校の校長が調査研究の結果を附して希望するものとしております。

参考のためにサンプル図書を借用しました。表紙に星印が記載されている図書は、文部科学省が著作権を有する教科用図書で通称「ホシ本」と呼ばれるものです。一方、星印が記載されていない図書につきましては、一般図書と呼ばれています。

教　育　長　　説明が終了いたしました。委員の皆様、質問等はございますか。

佐々木委員　　星の数にはどんな意味があるのですか。

学校教育推進課長　　星の数は、学年及び学習内容で分けられています。

採択の方法としましては、特別支援学級のある各学校から児童生徒の障害の程度に応じた図書を選定し、教育委員会へ内申したものについて、採択の決定をすることになっております。市内小学校においては、行健小学校がホシ本を選定しております。また、芳賀小学校及び安積第一小学校においては、福島県教育委員会が調査研究した 119 冊の一般図書の中から選定しており

学校教育推進課　ます。なお、安積第一小学校では、福島県教育委員会が調査研究していない一般図書も選定しています。続いて、市内中学校においては、安積中学校、大槻中学校でホシ本を選定しています。

各学校におかれましては、それぞれの子どもたちの実態を考慮し選定しておりますので、原案のとおりの採択をお願いいたします。

教　育　長　その他にございますか。

（なし）

教　育　長　それでは採決いたします。「議案第 39 号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なし）

教　育　長　御異議なしと認めます。よって、「議案第 39 号」については原案のとおり決しました。

次に、「５　その他」に入ります。（１）「令和９年度から令和 11 年度までの通学区域の弾力的運用について（西田学園義務教育学校（前期課程・後期課程）特認校制度の対象校）」について、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長　令和９年度から 11 年度までの通学区域の弾力的運用について説明させていただきます。

特認校制につきましては、３年毎に対象校を見直すこととなっております。今年度は西田学園義務教育学校の対象校を見直す年となっており、７月 28 日開催の第１回学校教育審議会の中で審議をさせていただきました。

対象校の要件としまして、①令和９年度から令和 11 年度までの今後３年間の推計等により、通常学級数が 12 学級以上であること。②今後３年間の各学年の児童数の推計等から、児童の転出があっても 12 学級以上を確保できること。この２つを満たす必要があります。

これらの要件を基に見直したところ、前期課程においては、昨年度から桃見台小学校が減り 24 校。後期課程においては、昨年度同様 10 校となりました。報告は以上となります。

教　育　長　説明が終了しました。委員の皆様、質問等はございますか。

（なし）

教　育　長　　それでは、先ほど非公開にいたしました議事に入ります。本日は傍聴人がおられませんので直ちに審議に入ります。

（「議案第 33 号」から「議案第 34 号」を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認）

教　育　長　　御異議なしと認め、これより採決いたします。「議案第 33 号」から「議案第 37 号」については、原案のとおり決しました。

本定例会に提出された案件は以上になります。その他、委員の皆様から御提案等ありますか。

（なし）

教　育　長　　事務局から他にありますか。

（なし）

教　育　長　　以上で、郡山市教育委員会令和８年８月定例会を閉会いたします。

終了時刻　午後 15 時 39 分